



院長
伊藤 真理子
プロフィール

真理子先生の

女性の **ミカタ**

●(いとう・まりこ) 1986年山形大学医学部卒業。山大病院、篠田病院を経て2005年6月に真理子レディースクリニックを開業。日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医。

働く女性の妊娠

かつては「結婚したら仕事は辞める」「妊娠したら仕事は辞める」という女性が多かったと聞きますが、最近では結婚後も出産後も自分を高めるために仕事を続けたいという女性が増えているようです。

産休を活用しましょう

出産予定日は妊娠40週0日ですが、37週0日から41週6日の間が正期産と呼ばれる期間で、これより早いと早産、遅いと過期産と呼ばれます。

働いている女性の場合、予定日が近くなるとさすがに仕事がつらくなつてきます。そこで労働

基準法で産前・産後休暇(産休)が定められています。

産前休暇の期間は職場によって異なりますが、32週や34週からというケースが多く、双子以上だと分かっている場合は14週前からです。本人希望で実は出産ギリギリまで働くことも可能です。

早産	36週6日まで
正期産	37週0日から (予定日40週0日) 41週6日まで
過期産	42週0日以降

産後休暇は8週までというところが大半で、希望しても6週までは働くことが認められません。

病院を活用しましょう

妊娠中は前日まで調子が良くても急に思いがけないことが起こったりするものです。時には医師から自宅での安静を勧められたり、しばらく入院が必要になったりする場合もあります。



仕事を続けたくても休むが必要な場合もあるの

です。必要であれば診断書を用意します。費用は三千元。最近では無料でご用意できる『母性健康管理指導事項連絡カード』をお渡しできることも増えていきます。診断書の代用となりますので御活用下さい。

知っておきたい法律

仕事をされている女性はずい一度、労働基準法や男女雇用機会均等法をご覧頂く事をオススメします。ポイントだけでもOK。女性をいたわってくれるためのせつかくの法律がありながら、それを知らないのはもったいないことです。から。